

佐久市協働のまちづくり推進会議 会議記録（要旨）

日 時：令和7年3月24日（月）

9：30～11：30

場 所：佐久市役所7階 701会議室

出席者：佐久市協働のまちづくり推進会議委員9名（1名欠席）

事務局（広報広聴課長・広報広聴課職員）3名

傍聴1名

1 開会

2 会長あいさつ

3 新任委員の紹介 佐久青年会議所 友野将実委員 自己紹介

4 会議事項

（1）令和7年度佐久市まちづくり活動支援金事業の公開審査

ア 事務局より審査の流れ等について説明

審査は1事業ごとに書類審査し、審査員が所属する団体が応募した場合は、当該審査員は当該団体の審査をすることが出来ない。

審査員1人当たりの平均点数が高い事業から決定となる。

重点テーマに該当する事業については、評価した点数の合計にそれぞれ5点を加算する。

審査員1人当たりの平均点数が15点に満たない団体は、予算の範囲内であっても推薦は行わない。

審査の順位に基づき、上位の事業から予算の範囲内で支援金を割り当てる。

イ 審査

事務局から事業概要についての説明を行ない、その後、質疑応答

審査順は以下のとおり

- ① 子育て世代の移住者と地域住民とのつどいの場
- ② こどもまんなか夢みる学校プロジェクト
- ③ 食・農・環境が台所につながる「MINORI キッチン」（③の審査中、亀谷委員は退席）
- ④ モンゴル伝統民族楽器馬頭琴&ピアノ出前授業 朗読コンサート「スーホの白い馬」（④の審査中、関谷会長は退席）
- ⑤ 市民の運動不足を目的とした生活習慣改善の促進事業

委員：活動予定の会場で実施されたイベントの内容が掲載された新聞に、当該団体の代表者が活動会場の営業担当者として紹介されていたので気になった。

会長：新聞掲載から読み取ると、ご自身の勤め先を会場に事業を計画されているということと、もう一点気になったのが、団体規約の所在地が活動会場になっている。

利益誘導と受け取れてしまうのではと感じる。

事務局：申請時に、代表者に確認したところ、本人は別の仕事をしている。団体メンバーも講師として入っているわけではなかった。会場運営との関わり方は気になるところ。

委員：団体所在地と会場が同じなので見積りはいくらでも出せるのではと思ってしまう。

新聞記事の内容が本当なら、審査の対象として良いのか。

会長：新聞記事の信ぴょう性を確認しないと判断できないのでは。

事務局：団体の方が所属している企業などに、支払いが発生するケースはがある。いろいろな企業の集まりから構成されている団体もある。そこをどう判断するのか。

会長：このまま審査するのか、対象外にするのか。事実関係がはっきりしないので確認するのがよいと思う。

委員：新聞記事の内容を知っているのに、このまま審査するのは難しい。

委員：新規の活動なので支援してあげたい。

委員：それぞれ事業をもっている人の集まりで企画されていると思われるが、予算案をみると高額な金額を求めている。講師代が高いと感じるので、予算を見直した方が良い。

会長：会場を固定しているが、いろいろな会場を検討してほしい。

委員：高齢者向けの取り組みがあるのはとてもいいことだと思うが、事実確認はするべきだと思う。規約にある所在地と会場が同じ場合について、会場費を支払うことに問題はないのか。

事務局：過去の事例も確認しないと判断できない。

委員：このままでは判断するのが難しい。

事務局：この団体代表者に事実確認のみ電話でしたいと思うがどうだろうか。

委員：確認するなら、購入備品をどのように管理や使用するのか確認してほしい。

事務局：審査終了後の休憩時間に団体代表者が活動会場の営業担当者なのか、購入備品の管理や使用方法について、規約の団体の所在地と会場の所在地が同一ということについて確認し報告する。

委員（全員）：了承

⑥ 子どもとママが自己肯定感を育み笑顔になれる居場所『ぬくもり絆プロジェクト』

（休憩 15 分程度）

会長：一時保留にした⑤市民の運動不足を目的とした生活習慣改善の促進事業について、確認が取れたようなので事務局から報告してください。

事務局：確認事項の1点目、団体代表者が活動予定会場の営業担当者なのかについて、新聞記事に掲載されていたのは、団体代表者で間違いではなかったが、実際には、営業担当ではなく、会場を経営しているのが団体代表者の夫であった。その関係で団体代表者が新聞記者とやり取りされたため、新聞の表記が営業担当というように掲載されてしまった。団体代表者は、団体の会場経営には全く携わっていないとのこと。

2点目、規約の所在地と会場の所在地が同一ということについて、新規の団体のため、団体の所在地を主に活動する場所と勘違いしてしまった。団体の所在地は、団体代表者の自宅住所が正しい。3点目、購入備品の管理や使用について、会場で保管するのではなく、団体代表者の自宅で保管し運び込むとのこと。

会長：確認ができたので審査に入る。採点をお願いしたい。

⇒審査終了、集計開始

(2) 佐久市の協働事例について

ア 事務局より、令和5年度市民等と市との協働事業について説明

イ 委員からの意見

委員：補助・助成について、佐久つと支援金は含まれているのか。また、佐久つと支援金で1件なのか、採択された事業ごとの件数なのか。

事務局：佐久つと支援金で1件としている。採択された事業ごとではない。

委員：これだけのことを、市民や団体と一緒にやっているのもっと発信してほしい。この中で佐久市として公式LINEなどで広報しているものはどれになるのか。

事務局：公式LINEなど広報については、佐久市が主催で行っているものが対象となる。

【審査について意見交換】

会長：それでは、審査について委員からご意見があるのでお願いします。

委員：審査要領の3 審査方法等（4）要綱第6条第2項に規定する市内で重点的に推進すると認められる事業の場合は、評価した点数の合計にそれぞれ5点加算するとあるが、4点や3点でもいいと思う。

事務局：今後も要綱や審査要領の見直しも時間をかけて審議する予定いる。疑問があれば審議していきたい。

事務局：募集要項について、佐久市まちづくり活動支援金交付要綱第4条に「交付対象事業は、市内において当該年度内に完了する事業であって～」となっている。

市外が主体となっている事業については、申請時に交付対象経費外になるという説明をしている。しかし、婚活や移住といった市外や県外での活動をメインとした事業提案があった場合いずれは佐久市に還元されると考えられる事業について判断が難しいが、今後、「活動場所が市内であって」という部分を検討していく必要があるのではと考えている。委員のみなさんの意見を伺いたい。

会長：市民を対象とした事業で市外や県外に出向いていく事業ということか。

事務局：1つの事例として、婚活や移住などで、市外や県外へ出向いていき、その先で交流することで、移住や定住につなげていきたいということがある。

委員：申請者は佐久市民が良いと思う。それは自走に向けて地に根付いた人を支援するのが良い。活動場所は受益者が佐久市民であれば市外や県外でも認めてもいいと思う。しかし、婚活については、事業費の大半を市外で使うのは良くないと思う。いずれ佐久市民に還元される可能性があまりにも低いと思うから。佐久市民が受益者のメインとなるようにしてほしい。

委員：今の意見に賛成。婚活については、佐久市民になってくれるかは確率が低い。そういうものに対して支援するのはどうかと思う。どんな事業でも対象になってしまうのでは。

委員：要綱の市内は残したがいいと思う。判断が難しいところは、申請してもらって判断するのがいいと思う。

会長：現行の要綱が「市内において完了する事業」となっているので、市外の活動を対象とする場合は、今後要綱の見直しを検討する必要があるということですね。

委員：婚活事業については、市外の方に佐久市に来てもらうことが大事。事業については、市内で活動する部分を支援するのが良いと思う。

委員：自走に向けた取組方について課題があると思う。2年目、3年目の団体が多いと思うが、事業を開始して3~4か月くらいで、自走に向けた計画を提出してもらうなどの方が良い。その後、2年目後半には企業訪問などをするようなサポートが必要。また1回はさくさぼに相談するといったことをしてほしい。

委員：単発のイベントや小さな事業も対象となるような支援をしてほしい。

【令和7年度佐久市まちづくり活動支援金事業結果発表】

集計結果について事務局より発表

申請のあった6事業について、審査員1人当たりの平均点が15点以上であったためすべて採択する。この審査結果を受けて、6事業について、市へ推薦する。予算額については、予算残も出ることから5月に2次募集を行う事になる。

委員：審査する中で、議論があった部分について条件付きで採択するのか。

事務局：これまで条件付きで採択ということはない。審査した時に意見として記入していれば、通知に意見を付している。

委員：重点項目に該当すると、自分で審査した点数に加算されるため合否が変わってくる。先ほども意見が出たが、加算点についても、これから検討していかなければならないと思う。

会長：審査で意見されたことは団体に伝えて事業に取り入れていただきたい。

それでは、事務局から説明のとおり、6事業を市へ推薦する。

5 その他

(事務局から)

- ・協働のまちづくり推進委員の任期が9月30日で任期満了になる。
意向を確認しつつ改選に向けて準備していく。
- ・今後のスケジュールについて
6月 2次募集審査
未定 令和6年度優良事業表彰審査
詳細が決まり次第、案内をさせていただきます。

6 閉会